

教育資料室だより

No.11 令和4(2022). 2. 1

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町1-9(西小学校内)

電話・FAX 0277(43)3171

桐生の教育史をたどる

【戦後編Ⅰ その2[全2ページ]】終戦直後の日本

太平洋戦争敗戦から1ヶ月後、社会の混乱が続く中、文部省は「新日本建設の教育方針」を発表します。まだ、GHQから指令が出される前のことです。敗戦直後、文部省が我が国の教育の将来をどのような方向に進めようと考えていたかを知る重要な資料です。

名称はご存じでも、一般には、なかなか目にすることがない資料かと思しますので、全文を掲載[カタカナ文=『学制百年史(資料編)』(昭和47年文部省刊 - 52~53ページ)から引用]しました。かく言う筆者も教育資料室に勤務してから初めて読んだ次第なのですが…。ひらがな文も同書本編(680~681ページ)から引用したものです。

「新日本建設の教育方針」

昭和二十年 九月十五日

文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル

一 新教育ノ方針 大詔奉体ト同時ニ従来ノ教育方針ニ検討ヲ加ヘ新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近ク成案ヲ得ル見込デアルガ今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ推運ニ貢献スルモノタラシメントシテ居ル

新事態に即応する教育方針の確立について立案中であるが、今後の教育方針としては、国体の護持を基本方針とし、軍国的思想及び施策を払拭し、平和国家の建設を目標に掲げ、国民の教養の向上、科学的思考力のかん養、平和愛好の信念などを教育の重点目標とする。

二 教育ノ体勢 決戦教育ノ体勢タル学徒隊ノ組織ヲ廢シ戰時的教育訓練ヲ一掃シテ平常ノ教科教授ニ復歸スルト共ニ学校ニ於ケル軍事教育ハ之ヲ全廢シ尚戦争ニ直結シタル学科研究所等モ平和的ナモノニ改変シツツアル

教育の戦時体制から平時体制への復帰、学校における軍事教育の全廃及び戦争直結の研究所等を平和的なものにする。

三 教科書 教科書ハ新教育方針ニ即応シテ根本的改訂ヲ断行シナケレバナラナイガ差当リ訂正削除スベキ部分を指示シテ教授上遺憾ナキヲ期スルコトトナツタ

教科書は新教育方針に即応して根本的に改訂されるが、さしあたり訂正削除すべき部分を指示する。

四 教職員ニ対スル措置 教育者若ハ新事態ニ即応スル教育方針ヲ把握シテ学徒ノ教導ニ邁進スルコトガ肝要デアル、之ガ為メ文部省ニ於テハ教職員ノ再教育ノ如キ計画ヲ策定中デアル、尚復員者並ニ産業界軍部等ヨリノ転入者ニ対シテモ同様ナ措置ヲ計画シテキル

教育者は新事態に即応する教育方針を体して教育に当たることが肝要で、教職員の再教育計画を策定中である。

五 学徒ニ対スル措置 勤労働員、軍動員ニヨル学力不足ヲ補フ為メ適当ナル時期ニ特別教育ヲ施ス方針デアル、又転学、転科等モ一部認メルコトトシテ目下具体案ヲ考究中デアル、尚陸海軍諸学校ノ在学者及卒業生ニ対シテハ前項ノ再教育ヲ施シタル上文部省所管ノ各学校ニ夫々ノ程度ト本人ノ志望トニヨリ入学セシメ之ヲ教育スルコトニ決定シタ

学生の学力不足を補うための措置をとる方針である。また一部につき転学転科を認める方針で具体案を考えている。陸海軍学校の生徒および卒業生で希望する者は文部省所管の学校へ入学させる。

六 科学教育 科学教育ノ振興ヲ期スルコトハ勿論デアルガ然シソノ期スル所ノ科学ハ単ナル功利的打算ヨリ出ヅルモノデナク悠遠ノ真理探求ニ根ザス純正ナ科学的思考力ヤ科学常識ヲ基盤トスルモノタラシメントシテキル

功利的打算によらずに真理探求に根ざす科学的思考や科学的常識を基盤として科学教育を振興する。

七 社会教育 国民道義ノ昂揚ト国民教養ノ向上ハ新日本建設ノ根底ヲナスモノデアルノデ成人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館、博物館等社会教育ノ全般ニ亘リ之ガ振作ヲ図ルト共ニ美術、音楽、映画、演劇、出版等国民文化ノ興隆ニ付具体案ヲ計画中デアルガ差当リ最近ノ機会に於テ美術展覧会等ヲ盛ニ開催シタキ意嚮デアル

国民道義の高揚と国民教育の向上を新日本建設の根底として重視し、そのため、成人教育、勤労者教育、家庭教育等社会教育の全般について振興を図り、また国民文化の興隆について具体案を計画中である。

八 青少年団体 学徒隊ノ解散ニ伴ヒ青少年ノ共励組織ヲ欠クニ到ツタノデ新ニ青少年団体ヲ育成スルコトトシタ、新青少年団体ハ従来ノ如キ強権に依ル中央ノ統制ニ基ク団体タラシメズ原則トシテ郷土ヲ中心トスル青少年ノ自発能動、共励切磋ノ団体タラシムルモノデアツテ曩ニ学徒隊ノ結成ニ伴ヒ解散セル大日本青少年団ノ如キモノヲ復活スルノデハナイ

学徒隊の解散に伴い青少年の共励組織がなくなったので中央の統制によらず原則として郷土を中心とする青少年の自発的な団体として新たに青少年団体を育成する。

九 宗教 国民ノ宗教的情操ヲ涵養シ敬虔ナル信仰心ヲ啓培シ神仏ヲ崇メ独リヲ慎ムノ精神ヲ体得セシメテ道義新日本ノ建設ニ資スルト共ニ宗教ニ依ル国際的親善ヲ促進シテ世界ノ平和ニ寄与セシメンガ為メ各教宗派教団ヲシテ夫々其ノ特色ヲ活カシツツ互ニ連絡連携シテ我国宗教ノ真面目ヲ一段ト發揮セシムルヤウ努メテキル、尚近ク管長教団統理者協議会及宗務長会議ヲ開催シ其ノ趣旨ノ徹底ヲ図ルコトトシタ

国民の宗教的情操と信仰心を養い新日本建設に資するとともに宗教による国際親善と世界平和を図る。

十 体育 戦時中勤労働員や疎開ニ依リ身心共ニ疲労シテキル学徒モ相当多イノデ衛生養護ニカヲ注ギ体位ノ回復向上ヲ図ルト共ニ勤労ト教育ノ調整ニ重点ヲ置キ食糧増産、戦災地復旧等国民生活ニ関係深キ作業ヲ教育的ニ実施スル外明朗闊達ナル精神ヲ涵養スル為メ大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナスポーツノ復活ニ努メ之カ学徒ノ日常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ将来国際競技ニモ参加スルノ機会ニ備ヘ運動競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年間ニ友好ヲ深メ理解増進ニモ資セシメントシテキル

戦時中の疲労を考慮して衛生養護に重点をおいて体位の回復向上につとめ、勤労と教育の調整に重点をおく食糧増産、戦災地復旧等の作業を実施し、明朗な運動競技を奨励し純正なスポーツを復活し、および運動競技による国際親善を図る。

十一 文部省機構ノ改革 叙上ノ諸方策ヲ実施スルガ為文部省機構ヲ改革スルノ要ヲ認メ既ニ学徒動員局ヲ廃止シ体育局、科学教育局ヲ新設シタノデアルガ更ニ第二次改革ガ考慮サレテキル

以上の諸方策を実施するため、すでに学徒動員局を廃止し、体育局、科学教育局を新設したがさらに第二次改革を考慮している。



多くの国民の生命や財産、生活などを犠牲にした戦争への反省から軍国主義の一掃、平和国家の建設という理想が述べられています。

さて、このような方針と対策をもって、文部省は昭和20年10月15・16日、教員養成諸学校の校長及び地方視学官を中央に招き、続いて各都道府県ごとに国民学校長・青年学校長を対象とした講習会を開催して新教育方針の普及徹底に努めます。そして、今後の教育について「新教育は個性の完成を目標とすべきものであり、そのために自由を尊重し、画一的な教育方法を打破し、各学校および教師の自主的・自発的な創意くふうによるべきこと、さらに科学的教養の深い、道義心の強い、品格ある個性の完成であること」(『学制百年史』(681ページから引用)を強調しています。まさに、その後制定される『教育基本法』(昭和22年3月31日公布・施行)に通じる内容です。

連合国軍総司令部(GHQ)は、この文部省方針が発表された後、教育の改革についてのいわゆる四大改革指令、「日本教育制度の管理」(昭和20年10月22日発令)、「教具及び教育関係者の調査、除外、審査」(同10月30日)、「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止」(同12月15日)、「修身、日本歴史及び地理の停止」(同12月31日)を立て続けに発令します。そこには、軍国主義的及び極端な国家主義的な思想を排除し、民主主義を基底とする新しい教育を目指すことが示されています。

終戦直後の桐生市の教育について『桐生市教育史(下巻)』には、「教職員の適格審査」と「教科書の訂正削除」「暫定教科書」くらいしか記述がありません。幸い戦火は免れた桐生でしたが、混乱と混迷の中で人々は汲々とした生活を送っていたことが想像されます。



写真 上の2枚は黒塗り教科書復刻版
(中村紀久二 編 芳文閣出版部)
左は終戦直後の暫定仮綴じ教科書
＝ 教育資料室所蔵 ＝